

令和３年度 第７回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律21条第１項による

２．日 時 令和３年10月８日 午前９時00分

３．場 所 生涯学習センター ホール

４．議 題 議案第22号 農地法第３条許可申請書審議について
議案第23号 農地法第５条許可申請書審議について
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	３番 中村 幸信	４番 松本 茂
５番 平井 豪	６番 奥名 政成	７番 清住 昇
８番 佐藤 礼治	９番 福永 浩紀	10番 岡本 篤幸
11番 五嶋 靖	12番 中村 峯子	13番 島津 和徳
14番 本田 廣正		

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	河嶋 隆雄
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝
坂本 導成	緒方 寛二	上村 敦之

７．欠席委員

２番 長野 和代 井上 良治 本田 忠文

８．議事録署名人

７番 清住 昇
８番 佐藤 礼治

９．本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 はい。皆様、おはようございます。

定刻より若干過ぎておりますけれども、ただいまから総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第7回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まずは会長から挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。本日はですね、7番委員の清住昇職務代理者とですね、それから8番委員の佐藤礼治委員をお願いをいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは議案審議に入ります。議案第22号、農地法第3条許可申請審議についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。議案第22号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年10月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いいたします。番号1番について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい、9番委員の福永です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは説明いたします。３ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道稲生野甲佐線です。こちらに甲佐中学校がございます。申請地は甲佐中学校から北東に約490メートル、中横田の早馬にあります。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、９番委員の福永委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。
- ９ 番 はい、９番委員の福永です。今回の申請は、申請人が高齢で耕作できないため、農地の売買について相手方に相談され、了承を得られたため今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター等を所有しておられ、申請地には花卉、自家用野菜の栽培を計画されています。農地を有効に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が13,206平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。
- 以上で説明を終わります。
- 会 長 はい。現地調査を行っております。６番委員の奥名委員から説明をお願いします。
- ６ 番 はい。６番委員の奥名です。先月の９月27日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。申請されている農地は、大字中横田早馬にある畑１筆です。申請地には、花卉、自家用野菜を栽培計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。
- 会 長 はい。ただいま６番委員の奥名委員から現地調査の報告。また、９番委員の福永委員から、農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。それでは、意見もないようでございますので採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
- （賛成者挙手）
- はい、ありがとうございました。全員賛成と認めます。番号１については、原案どおり許可することに決定をいたします。
- それでは、続きまして議案第23号、農地法第５条許可申請書審議についてを議題といたします。それでは、事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長 はい。それでは、4ページをお願いいたします。議案第23号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年10月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございました。それでは、5ページをお願いします。議案第23号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9 番 はい、9番委員の福永です。それでは、番号1について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは、御説明申し上げたいと思います。地図につきましては6ページのほうに掲載しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明いたしたいと思います。まず左から、こちらが緑川団地、その横を国道443号線。こちらが町道作替内田線、右上に龍野小学校、龍野保育園。そして申請地はちょっと見にくいかもしれませんが、ここの赤で印したところです。地理的には龍野小学校から南に約330メートルのところにございます。そして、こちらが県道稲生野甲佐線となります。以上です。
- 会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9 番 はい、9番委員の福永です。それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。
- ②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
- ③については、資金計画書、融資審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。
- ④については、小規模な盛土を行い、法面には芝を張り保護する計画とされており、土砂の流失や、隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。先月の9月27日に会長、奥名委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字下横田九折島にある農地で、農地の状況としては、集落内にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地に該当します。今回の転用申請では、小規模な盛土程度で、法面保護も行うとされております。転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま、7番委員の清住委員から現地調査の報告。また、9番委員の福永委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号のいずれにも該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か質問ございませんか。はい、質問もないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。全員賛成と認めます。それでは、番号1については、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、まず7ページをお願いいたします。議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年10月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次のページをお願いいたします。甲農第1103号、令和3年9月27日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。続いて、9ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第7回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、6年の田が1筆の948平米、10年の田が2筆の2,949平米となります。賃借権の新規については、15年の畑が3筆の2,614平米のみとなります。次に、

使用貸借権につきましては再設定、新規ともにございませぬ。このため、今回の利用権設定の合計は、田が3筆の3,897平米、畑が3筆の2,614平米となります。その他、所有権移転についてもございませぬ。委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長 それでは、10ページをお願いします。議案第24号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地の利用集積計画についてを審議します。番号1番から番号3番は相手方（譲受人）が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置について説明します。11ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらは九州自動車道です。こちらが緑川パーキングエリア、こちらが県道小川嘉島線です。申請地は緑川パーキングエリアから南に約650メートル、府領の南原に3筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番から番号3番の相手方は認定農業者で、府領集落で農業をがんばっておられ、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地には栗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か質問ございませぬか。

はい、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。全員賛成と認めます。番号1番から番号3番については原案のとおり承認いたします。

本日はこれで終わりですので、一応閉めます。

事務局長 はい。それでは、これを持ちまして第7回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

署名委員 議 長

7 番

8 番